

平成13年度 事業報告書

自 平成13年4月 1日

至 平成14年3月31日

独立行政法人製品評価技術基盤機構

目 次

独立行政法人製品評価技術基盤機構の概要	3
1. 業務概要	3
2. 事務所の所在地	4
3. 資本金の状況	5
4. 役員の状況	5
5. 職員の状況	6
6. 設立の根拠となる法律名	6
7. 主務大臣	6
8. 沿革	6
業務の進捗状況	7
1. 当該事業年度の業務の実施状況	7
a) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	7
(1) 共同研究等	7
バイオテクノロジー分野	7
化学物質管理分野	7
適合性評価分野	7
人間生活福祉分野	8
(2) 事務負担の軽減	9
情報化の推進	9
自動化設備等の導入	9
意思決定手続簡素化と機動的内部組織の構築等	9
b) 期中に新たに発生又は業務量の増加が見込まれる生物遺伝資源に係る業務、化学物質 管理促進法関連業務、認定関係業務及び標準物質関係業務 について	11
(1) 情報公開	11
(2) 広報活動	11
(3) 学会等での活動	11
c) 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成 するために取るべき措置	11
(1) バイオテクノロジー分野	12
生物遺伝資源に係る情報等の提供	12
生物遺伝資源に係る情報の高付加価値化等	12
(2) 化学物質管理分野	15
化学物質総合管理情報の整備提供	15
化学物質審査規制法関連	16
化学物質排出把握管理促進法関連	17
化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律関連	18
(3) 適合性評価分野	19
工業標準化法及び計量法に基づく事業者認定	19
ダイオキシン類等極微量分析証明事業者等認定	20
標準物質関係業務	20
製品安全4法等に基づく事業者認定等	20

国際提携関係業務	-----	21
(4)人間生活・福祉分野	-----	21
人間特性計測関係業務	-----	21
福祉用具関係業務	-----	21
製品安全関係業務	-----	22
鉱山保安法に基づく検定関係業務	-----	23
(5)その他	-----	23
標準化業務（T R等を含む）	-----	23
情報技術（I T）セキュリティー関係業務	-----	24
依頼試験評価業務	-----	24
(6)その他業務運営に関する計画	-----	25
d) 予算、収支計画及び資金計画	-----	26
e) その他	-----	26
(1)施設・設備	-----	26
施設の概況	-----	26
施設の整備	-----	27
2. 過事業年度の業務の実施状況	-----	27
3. 運営費交付金の状況	-----	27
4. 自己収入の確保の状況	-----	27
5. 借入金の状況	-----	27
6. 財政投融資資金の状況	-----	27
7. 国庫補助金等状況	-----	28
子会社・関連会社の概況	-----	28

独立行政法人製品評価技術基盤機構
平成13年度事業報告書

独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下、「機構」という。）は、「経済産業行政に密接不可欠な技術的な評価、分析等を行い、最新の技術情報を国民・産業界に提供する知的基盤機関」を目指し、平成13年4月1日に発足した。

機構は、バイオテクノロジー分野、化学物質管理分野、適合性評価分野、人間生活・福祉分野の4つの分野を中核として、社会・行政ニーズの変化にマッチした事業を展開している。事業の実施に当たっては、独立行政法人通則法第29条に基づき、経済産業省より指示のあった中期目標（平成13年度並み平成17年度の5年間）の内容に基づき、同法第30条に基づき中期計画を定め、その達成に向けて目下、努力しているところである。本事業報告書は、平成13年度における事業実績を報告するものである。

独立行政法人製品評価技術基盤機構の概要

1. 業務概要

(1) 目的

機構は、工業製品等に関する技術上の評価等を行うとともに、工業製品等の品質に関する情報の収集、評価、整理及び提供等を行うことにより、工業製品等の品質の向上、安全性の確保及び取引の円滑化のための技術的な基盤の整備を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的とする。（独立行政法人製品評価技術基盤機構法（以下、「機構法」という。）第1条）

(2) 業務の範囲（機構法第11条）

工業製品その他の物質に関する技術上の評価

工業製品その他の物質に関する試験、分析、検査その他これらに類する事業を行う者の技術的能力その他の当該事業の適正な実施に必要な能力に関する評価

工業製品その他の物資の品質に関する技術上の情報の収集、評価、整理及び提供

の評価の技術に関する調査及び研究

～ の業務に附帯する業務

工業標準化法（昭和24年法律第185号）第22条第1項（第25条第3項において準用する場合を含む。）、第38条第1項及び第52条第1項の規定による立入検査並びに第25条の4第5号、第40条第1項第9号及び第54条第1項第8号の規定による検査

ガス事業法（昭和29年法律第51号）第39条の17第1項第8号の規定による検査並びに第47条第1項及び第3項の規定による立入検査

電気用品安全法（昭和36年法律第234号）第42条の4第1項第8号の規定による検査又は質問並びに第46条第1項及び第2項の規定による立入検査又は質問

家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）第19条第1項の規定による立入検査

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第64条第1項第8号の規定による検査又は質問並びに第83条第1項及び第5項の規定による立入検査又は質問

消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）第30条第1項第8号の規程による検査並びに第84条第1項及び第2項の規程による立入検査

計量法（平成4年法律第51号）第148条第1項及び第2項の規定による立入検査（同法第144条第1項に規定する認定事業者に対するものを除く。）

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）第30条第5項の規定による立ち会い及び第33条第1項の規定による立入検査、質問又は収去

特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律（平成13年法律

第111号)第37条第4項の規定による立入検査又は質問

2. 事務所の所在地

- ・東京本所
〒151-0066 東京都渋谷区西原2-49-10
代表番号 03-3481-1921
- ・生物遺伝資源センター
〒292-0812 千葉県木更津市かずさ鎌足2-5-8
代表番号 0438-52-2318
- ・筑波技術センター
〒305-0044 茨城県つくば市並木1-2
代表番号 0298-49-0500
- ・北海道支所
〒060-0808 北海道札幌市北区北八条2-1-1 札幌第一合同庁舎
代表番号 011-709-2324
- ・東北支所
〒983-0833 宮城県仙台市宮城野区東仙台4-5-18
代表番号 022-256-6423
- ・北関東支所
〒376-0042 群馬県桐生市堤町3-7-4
代表番号 0277-22-5471
- ・中部支所
〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館
代表番号 052-951-1931
- ・北陸支所
〒920-0024 石川県金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎7階
代表番号 076-231-0435
- ・近畿支所
〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館
代表番号 06-6942-1112
- ・中国支所
〒730-0012 広島県広島市中区八丁堀6-30 広島合同庁舎第3号館
代表番号 082-211-0411
- ・四国支所
〒760-0017 香川県高松市番町1-10-6 高松第一地方合同庁舎
代表番号 087-831-2671
- ・九州支所
〒815-0032 福岡県福岡市南区塩原2-1-28
代表番号 092-551-1315

3. 資本金の状況

機構の資本金は平成13年度末で170億7477万3350円となっている。

平成13年度においては、設立時に国有財産の現物出資として114億1867万9550円。
平成14年3月29日に追加現物出資として56億5609万3800円の出資を受けた。

4. 役員の状況

定数：5人（理事長1、理事2、監事2）

機構法第7条 機構に、役員として、その長である理事長及び監事2人を置く。

2 機構に、役員として、理事2人以内を置くことができる。

(平成14年3月31日現在)

役職	氏名	任期	主要経歴
理事長	齋藤 紘一	2年	通商産業省大臣官房付(環境庁長官官房審議官) (財)日本規格協会 専務理事
理事	茂木 保一	2年	経済産業省製品評価技術センター 化学物質安全管理センター長
理事	大石 道夫	2年	(現:財団法人かずさDNA研究所 所長)
監事	村瀬 盛夫	2年	通商産業省大臣官房付(昭和57年 9月退職) (現:新エネルギー・産業技術総合 開発機構 非常勤顧問)
監事	樋口 敬一	2年	(現:三菱化学株式会社 顧問)

5. 職員の状況

機構の平成12年度末定員は、413名、平成13年度は、製品評価技術基盤機構の業務の本部機能を充実し、事業の選択と集中を実施し、体制強化のために、バイオ分野、化学分野の事業支援体制のために15人の増員を行うとともに、事業の効率化の観点から20人の減員を実施した。対前年比は98%である。

	平成13年3月末	平成14年3月末
常勤職員	413名	408名
非常勤職員	14名	58名
うち法律顧問等	0名	3名
外部研修生	0名	8名
派遣技術専門家	0名	27名
技術補助員等	0名	20名

6. 設立の根拠となる法律名

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)及び独立行政法人製品評価技術基盤機構法(平成11年法律第204号)

7. 主務大臣

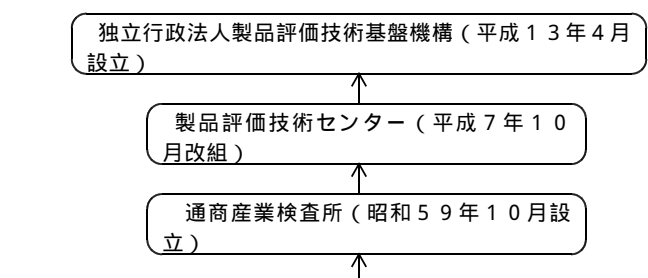
経済産業大臣

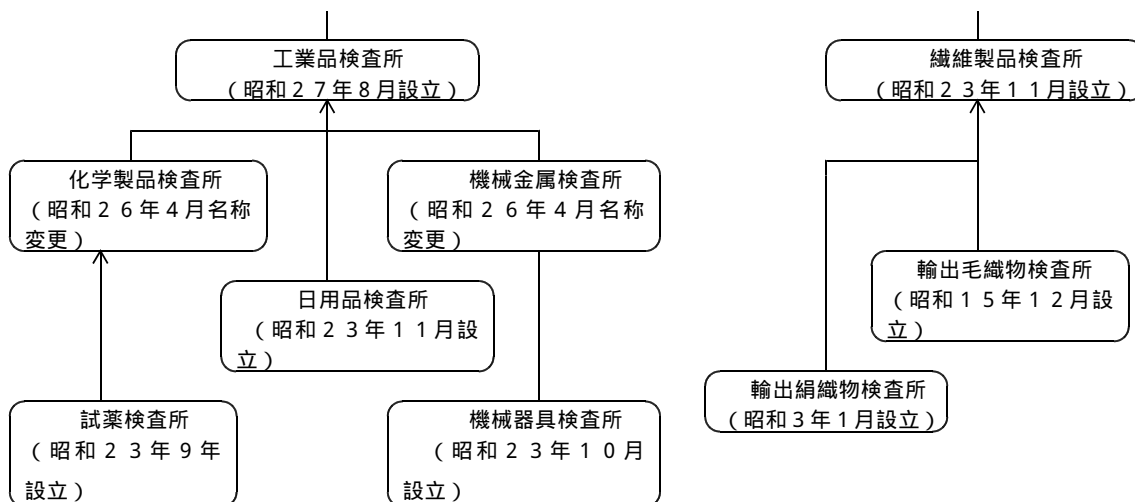
8. 沿革

・平成13年4月 独立行政法人製品評価技術基盤機構設立

(備考)

独立行政法人製品評価技術基盤機構の前身は次の図のとおり。





・業務の進捗状況

1. 当該事業年度の業務の実施状況

a). 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

期初において実施している業務の効率化を図るため、次の業務について効率化を実施した。

(1) 共同研究等

バイオテクノロジー分野

次の微生物で共同研究を実施し、単独で実施する場合と比較し、機能解析に要する人員の省力化等を促進した。

- ・好酸性好熱菌：東京薬科大学等
- ・コリネ菌：味の素㈱
- ・放線菌：北里研究所等
- ・黄色ブドウ球菌及び表皮ブドウ球菌：順天堂大学
- ・麹菌：(財)日本醸造協会を中心とした麹菌ゲノム解析コンソーシアム*
- ・プレビパチルス属：東京農業大学等
- ・磁性細菌：東京農工大学
- ・標準SNPs解析：(社)バイオ産業情報化コンソーシアム

共同研究による役割分担

N I T E：全塩基配列の決定等

民間企業等各試験研究機関：遺伝子の機能解析

*：(財)日本醸造協会を代表に次の機関が参画

- ・企業8社(協和発酵工業、大関、月桂冠、キッコーマン、ヒゲタ醤油、アクシオヘリックス、天野エンザイム、インテックW&G)
- ・大学4大学(東北大学、東京大学、東京農工大学、名古屋大学)
- ・研究機関3機関(酒類総合研究所、食品総合研究所、産業技術総合研究所)

化学物質管理分野：

化学物質総合管理情報の整備業務において、機構と(財)化学物質評価研究機構との間で専用回線を設け、リアルタイムで情報交換を実施したこと、相互で試験データの修正等ができるようにシステム改修したことで、独法化前と比較して情報公開に要する時間について、約20分の1程度(約2日間 約2時間)に作業時間が短縮された。更に情報のセキュリティ面の向上も図られた。

また、化学物質のリスク評価及びリスク評価手法の開発業務において、初期リスク評価、詳細リスク評価等のデータ入手を迅速に行うため、(独)産業技術総合研究所及び(財)化学物質評価研究機構と共同研究体を構成し、協力・連携により業務の促進と効率化を実施し

た。

適合性評価分野：

(ア) 認定関係業務

関連機関の専門家151名を外部審査員・技術アドバイザーとして登録し、今年度は、JNLA、JCSS合計で183件の審査、サーベイランスのうち4割に当たる74件に当該専門家を活用し、アウトソーシングに努めた。この結果、新規認定分野に対して常勤審査員の新規雇用の抑制が可能となり、業務経費の効率化を実施した。

(イ) 標準物質関係業務

今年度は、(独)産業技術総合研究所において開発した値付け方法、保存条件等のノウハウを引継ぎ、純物質系標準物質の維持・管理をするとともに、専門家による合同会議を7回実施し意見交換を行った。この結果、業務経費の効率化を実施した。来年度は、15年度以降の業務分担をより効率的な観点から検討を行う予定である。

(ウ) 情報セキュリティ関係業務

今年度は、認証業務についての技術的調査に情報処理振興事業協会を活用した。また認定業務について同協会の専門家を外部技術アドバイザーとして登録し、認定業務の運用に活用することとした。これらの結果、常勤審査員の新規雇用の抑制が可能となり、業務経費の効率化を実施した。

人間生活福祉分野：

(ア) 標準化業務

8テーマについて、(独)産業技術総合研究所は研究開発、機構はその検証データの取得・解析及び標準化など役割分担の下に、共同利用施設において効率的に研究を実施した。

8テーマ：

視力と最適文字サイズの評価方法	(産総研との共同・連携)
温熱感覚計測方法	(同上)
室内環境中の微量有害化学物質の測定方法	(同上)
金属系材料の腐食・疲労試験法の標準化	(同上)
骨内埋入金属材料の観察方法に関する標準情報	(同上)
高周波領域の基準聴覚特性の標準化	(同上)
聴覚特性に基づいた音信号の設計基準に関する標準情報	(同上)
繊維製品中の染料によるアレルギー性接触皮膚炎の原因物質分析方法の標準化	(産総研・名古屋大との共同・連携)

(イ) 製品安全関係業務

これまで(財)製品安全協会や地方自治体の消費生活センター等との協力・連携等による事故情報の収集を実施している((財)製品安全協会による事故情報収集は、全国のモニターを活用して実施)。この結果、今年度は独法設立以前に行われていた郵送による入手方法から電子通信化による入手方法に変更し、迅速かつ効率的な情報収集が可能となり、従来入手に1ヶ月程度要していたものが約10分の1程度に短縮でき、行政への事故関連情報の提供の迅速化が図られた。また、幅広い事故情報を効率的に収集する観点から、民間業者にクリッピングサービスを委託し試行実施し、更なる効率性実現の観点から検討を続けている。

(2) 事務負担の軽減

情報化の推進

人事・給与システムと文書管理システムについて、情報化に関する効率化を次のとおり実施した。

(ア)人事・給与システム：

前年度に開発した級号俸等の人事データと扶養家族構成情報等の給与データ連携システムを今年度から稼働し、独法以前に本所・支所合わせて約9名により処理していた人事・給与事務を本所のみ3名程度の職員で一括処理が行えるよう事務の効率化を実施した。

(イ)文書管理システム：

平成14年10月に施行予定の「独立行政法人等情報公開法」に対応するため、既存システムの改修に着手した。なお、本システムは平成14年前半には完成させる予定である。

(ウ)生物遺伝資源センターの電話回線、構内LAN等の構内情報通信網については、平成13年10月から工事を開始し平成14年2月に終了。同年3月に本所と同施設を結ぶ専用回線の工事を終了した。

自動化設備等の導入

膨大な労務作業量、消耗品量を要する微生物のゲノム解析について、アウトプットの質を落とさず解析試薬の使用量を減らす方法を検討し、サンプル自動供給システムによる大量処理のための実証試験を既存サンプルを用いて試験し、本方法確立のための予備実験等を行い、1シーケンスで読みとれる塩基数、人的作業量と効率化の相関関係について結論づけた。なお、先行的にゲノム解析のシーケンスに必要な単位当たりの試薬の量について、昨年度の薬剤使用量と比較して、約1/2の量を削減した。

意志決定手続簡素化と機動的内部組織の構築等

- ・意志決定手続の簡素化迅速な処理体制を確立するため、各業務部門の長への権限の委譲、独法発足以前に、66課室あった課室の数を38課室に削減、専門官制度の発足（従来、担当課長補佐から総括課長補佐の了承を経てしか業務が実施できない等業務の非効率的な意志決定手続を改め、専門官制度を新たに導入し、専門官に一定の権限責任を付与）。この結果、数日要していた事案が、数時間～1日に短縮できた。文書決済に関する規程を定め、効率的かつスピーディな稟議体制に改め、処理の簡素化を図った。
- ・平成13年12月に今後の事業の展開を睨み、「業務展開の基本方向」を策定し、()事業の選択と集中による効率化、()組織の再編、()支所の縮小、整理等の措置(注)を講じ、組織の機動的内部組織の構築と人員配置等の適正化を講じている。

(注)

基本理念の明確化：経済社会の発展及び国民生活の安定を支える技術的な基盤の整備を行うために、機構で実施している4つの事業分野（バイオテクノロジー分野、化学物質管理分野、適合性評価分野、人間生活福祉分野）について目標を掲げた。

- ・バイオテクノロジー分野：微生物遺伝資源を中心とした特色あるバイオテクノロジーの展開
- ・化学物質管理分野：化学物質の総合的なリスク評価・管理のために必要な情報の収集と発信
- ・適合性評価分野：国際的な水準を満足し信頼できる基準認証制度の構築と運営
- ・人間生活福祉分野：くらしの安心・快適を支える製品安全及び生活・福祉向上のための情報の収集と発信

本部の充実と支所の方向性（特化業務の明確化、スペースの縮小整理）を実施し、業務の選択と集中を促進。

本部の充実：独法設立前228名であったが、14年3月現在で235名に増員した。特に、バイオテクノロジー部門（4858名）、化学部門（3641名）について、事業の強化を講じた。

- ・各部門の人員配置 14年3月現在（()内は独法前）

バイオテクノロジー部門	58名(48名)
化学物質管理部門	41名(36名)
適合性評価部門	46名(49名)
人間生活福祉部門	46名(50名)
企画管理部門	44名(45名)

支所の方向性

- ・特化業務の明確化（各支所の技術的ポテンシャルを生かし、特化業務を明確にした。例えば、東北支所では、「ゲノム解析等」、北関東支所では、「発火・燃烧事故の原因究明」、北陸支所では、「繊維製品等から発生する物質の分析」、近畿支所では、「生活・福祉技術センターの本部機能」、九州支所では、「製品等の強度解析による事故原因究明」である。ただし、製品事故情報収集においては、これまで全国で実施してきた関係から、これまでどおり、全ての支所で行う業務とした。）
- ・支所スペースの縮小・整理（支所の特化業務の明確化、老朽化設備等の整理等によるスペースを有効活用することにより、支所スペースの縮小を実現し、13年度で約300万円、14年度以降は更に効率化を進め、全体で約1300万円の効率化を図る見込みである。

合 計	約13300m ²	約11400m ²
北海道支所	約800m ²	約200m ²
中部支所	約2000m ²	約1600m ²
北陸支所	約1700m ²	約1000m ²
中国支所	約400m ²	約150m ²
四国支所	約200m ²	約100m ²

b) 期中に新たに発生又は業務量の増加が見込まれる生物遺伝資源に係る業務、化学物質管理促進法関連業務、認定関係業務及び標準物質関係業務について、a) で効率化した資金、人的資源を充当した。

また、N I T E の事業について国民への幅の広い理解を得るために、次のような取り組み (visibility) を実施した。

(1) 情報公開

- ・平成14年10月に独法等情報公開法が施行が予定されていることに鑑み、そのための準備作業を（情報公開相談室等の設置（平成14年1月）、文書システムの構築（再掲）等）を実施した。
- ・規程等の基本情報を掲載するのみならず、これまでの事業成果等をクイックリスポンスでホームページの内容を更新する一方で、人に見やすく、使いやすきの立場から、ホームページモニター制度を創設し、顧客満足度調査を定期的の実施し、ユーザーニーズを把握するとともに、既存のホームページを改修した。なお、平成13年のN I T E ホームページへのユーザーからのアクセス件数は、450万ページに上っている（化学：約55%、JNLA/JCSS：15%、事故情報11%等）

(2) 広報活動

Webを活用し、積極的に情報提供を実施した（再掲）

- ・ホームページ (<http://www.nite.go.jp/>) の活用
- ・ホームページの刷新・更新

N I T E 業務の近況等をまとめたニューズレター (N I T E NEWS) を4回発行した。

N I T E の業務の実績についてマスコミ等に積極的にプレスリリースし、これまで合計で53件（新聞、ラジオ、テレビに41件、雑誌に12件）取り上げられた。

(3) 学会等での活動

学会等においても今年度は次のとおり発表等を行った。

- ・各種学会発表：30件
- ・シンポジウムの開催：本年2月にバイオシンポジウムを開催した。
- ・講習会、講演会へ講師派遣：化学物質管理促進法に関する講習会等を計70件開催した。

c) 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置

(1) バイオテクノロジー分野

生物遺伝資源に係る情報等の提供

平成13年度は、生物遺伝資源に係る情報等の提供業務の本格稼働に向け、生物遺伝資源センター（BRC）を建設し、来年度から実施する微生物等の保存・分譲のための準備をしているところである。特に、そのコアとなる探索分類研究支援、分譲受付及び分譲等の基本システムを開発し、微生物標準株収集業務では約1400株を収集した。

また、生物資源の寄託に向け、15の大学等関係機関に働きかけを行い、うち（財）発酵研究所がBRCの寄託業務に参画した。その他の機関についても14年度以降引き続き交渉を継続する。

さらに、東南アジア諸国の生物遺伝資源の収集・保存に向け、東南アジア7カ国の現状に関する実態調査を行い、うちインドネシアとは生物多様性条約に基づく、生物遺伝資源の研究開発に係る包括的覚書（MOU）をインドネシア共和国の技術評価応用庁（BPPT）との間で3月20日に締結した。これにより、中期目標に掲げる約5万の生物遺伝資源の保存を行うためのハード・ソフト両面の整備が進んだ。

生物遺伝資源に係る情報の高付加価値化等

平成13年度は、黄色ブドウ球菌*1（2.8Mbp）（*Staphylococcus aureus* N315）、好酸性好熱菌*2（2.7Mbp）（*Sulfolobus tokodaii* strain7）、コリネ菌*3（3.2Mbp）（*Corynebacterium efficiens* YS-314T）及び放線菌*4（9.0Mbp）（*Streptomyces avermitilis* MA-4680）の4種の菌（合計約17.7Mbp）のゲノム解析を実施した。この結果、中期目標で定められている85Mbpのゲノム解析の20%以上を終了した。

なお、黄色ブドウ球菌及び好酸性好熱菌の解析データは、日本DNAデータバンク（DDBJ）へ登録、NITEホームページに掲載済み。コリネ菌の解析データはNITEホームページで公開し、今後DDBJへ登録予定。放線菌の解析データもDDBJに登録し、今後NITEホームページで公開予定である。また、表皮ブドウ球菌*5（2.7Mbp）（*Staphylococcus haemolyticus*）、麹菌*6（3.7Mbp）（*Aspergillus oryzae* RIB40）及びブレビバチルス属*7（6.4Mbp）（*Brevibacillus brevis*）のドラフトシーケンスを終了した。なお、麹菌については新たに6千個のORF（推定遺伝子領域）を発見した。また、新たに磁性細菌*8（*Desulfovibrio magneticus*）のゲノム解析に着手した。

さらに、ヒトゲノム多様性解析プロジェクトの「ヒト完全長cDNA構造・機能解析」事業は、計画期間の最終年度（平成11～13年度までの計画事業）であり、NITEが担当した新規cDNAクローン候補の部分配列決定（5'ワンパスシーケンス）において、目標（90万クローン）を上回る92万クローンを実施し全ての業務を完了した。

また、「標準SNPs解析」事業は、計画期間の最終年度（平成11年～13年度までの計画事業）であったが、研究期間が平成14年6月末まで延長された。NITEは、本事業の実施にあたってNEDOから委託を受けた（社）バイオ産業情報化コンソーシアムとの共同研究により、13年度末までに8万SNPのタイピングを終了した。

NEDOからの受託により、生物機能活用型循環産業システム創造プログラム（グリーンバイオプログラム）を構成する「生物機能を活用した生産プロセスの基盤技術開発プロジェクト」の研究開発項目のひとつである「微生物遺伝資源ライブラリーの開発」事業（平成13～17年度までの計画事業）について、平成13年度は共同研究先である（財）バイオインダストリー協会（JBA）との協力のもと、次世代宿主微生物候補のゲノム解析及び遺伝子ライブラリーの開発に着手した。

また、N I T Eで行ったゲノム解析の成果を基に、放線菌に関する1件を含む4件*9の特許を出願した。

さらに上述したゲノム解析技術をより高度化するため、13年度に機能未知な遺伝子に対する機能推定のための情報処理システムとして、SwissProtデータベースのタンパク質情報等を基にグループ化し各グループの等電点や分子量の平均値、標準偏差等の統計値により機能推定する解析ツール (Gene Pick)を試作した。本事業の最終年度にあたる14年度(平成10年度~14年度までの経済産業省の技術開発プロジェクト)は、13年度に試作した解析ツールの性能確認、改良等を実施するとともに、13年度からゲノム解析を開始した麹菌などの巨大ゲノムの塩基配列確定において困難を極める編集結合作業(アセンブル)の負荷を軽減する遺伝子解析支援ツールを開発する予定である。

- *1:黄色ブドウ球菌:食中毒や院内感染等で話題となった黄色ブドウ球菌について世界で初めて全塩基配列の決定、データの公開を行い、また、英国医学専門誌「THE LANCET」に論文を掲載した。
- *2:好酸性好熱菌:排ガス対策等に应用可能であり、民間からもゲノム解析の高い期待を寄せられていた好酸性超好熱古細菌についてゲノム解析、データの公開を行い、遺伝子雑誌「DNA Research」に論文を掲載した。
- *3:コリネ菌:うまみ調味料L-グルタミン酸を生産する微生物。育成温度が高く工業利用した場合のエネルギーコスト面で有益なため、ゲノム解析データの公開の期待が高かったコリネ菌について、ゲノム解析を終了し、データの公開を行った。
- *4:放線菌:抗生物質の1種であるエバ-メクチンの生産に利用されている放線菌について、ゲノム解析を終了し、DDBJへの登録を行った。
- *5:表皮ブドウ球菌:ブドウ球菌の1種で、抗生物質に耐性を持つ表皮ブドウ球菌について、ドラフトシーケンスを終了した。
- *6:麹菌:酒、みそ、しょうゆの製造に昔から利用されており、その安全性から医薬品その他の産業利用を期待されている麹菌について、ドラフトシーケンスを終了した。麹菌は、我が国でゲノム解析した微生物の中では最大級(37Mbp)の塩基配列規模を有する微生物である。
- *7:プレバチルス属細菌:産生物を体外に出す性質をもち、宿主として工業利用に有効なため、産業界からの期待の高いプレバチルス属細菌について、ドラフトシーケンスを終了した。
- *8:磁性細菌:磁性細菌は、その菌体内に50~100nmのマグネタイト(主成分は鉄の酸化物からなり、薄い膜で覆われている)の微粒子が10~20個ほど連なったマグネットソームを保持する独特の性質を持った微生物である。その生産する磁気微粒子を使っての、抗体・酵素の固定による医療分野、工業分野での応用が期待される。
- *9:4件の特許:麹菌関連1件(N I T Eと麹菌ゲノム解析コンソーシアム)、コリネ菌関連2件(N I T Eと味の素)、放線菌関連1件(N I T Eと北里研究所)

雑誌、学会等への発表は、黄色ブドウ球菌に関する論文が英国医学専門誌「THE LANCET」に、放線菌に関する論文が米国アカデミー紀要「PNAS」に掲載された。これらの論文誌は、いずれもインパクトファクター*10が10を超え、この分野でトップ15位くらいに位置している。その他合計で10本の論文*11を発表した。日本農芸化学会において微生物の系統分類について発表し、日本分子生物学会においてtRNAについてポスター発表を実施した。

*10:インパクトファクターとは、当該雑誌に掲載された論文が1年間に平均でどのくらい引用されるかを示す指数。この数値が高い雑誌は、引用される頻度の高い論文を多く掲載していることを表し、当該雑誌の格付けを示す。このインパクトファクターが10を越える雑誌は、その分野の雑誌としては、トップクラス(上位10~20位)に数えられる雑誌として国際的にも評価されている。

*11:10本の論文

1. THELANCET (英国): 医学雑誌
黄色ブドウ球菌
2. PNAS (米国): アカデミー紀要
放線菌
3. DNA Research (日本): ゲノム・遺伝子雑誌
好酸性好熱菌
4. Methods in Enzymology (米国): 生化学雑誌
嫌気性超好熱古細菌
5. Extremophiles (独): 微生物学雑誌 (極限環境微生物)
嫌気性超好熱古細菌
6. Acta Crystallogr D Biol Crystallogr (デンマーク): 結晶学雑誌
嫌気性超好熱古細菌
7. Journal of Biological Chemistry (米国): 生物化学雑誌
嫌気性超好熱古細菌
8. FEBS Letters (欧州): 生化学雑誌
嫌気性超好熱古細菌
好気性超好熱古細菌
9. FEMS Microbiology Letters (欧州): 微生物学雑誌
好気性超好熱古細菌
10. Journal of Bacteriology (米国): 微生物学雑誌
好気性超好熱古細菌

(2) 化学物質管理分野

化学物質総合管理情報の整備提供

化学物質総合管理情報の整備提供関係業務において、今年度は計画期間第1年目の事業(平成13年～平成17年までの5ヶ年計画事業)として、関係機関の協力を得て、以下の業務を実施した。

- ・化学物質総合検索システム(ハザードデータベース)の改良、データの整備を行った。具体的には、電子計算機の更新によりアクセス件数増大等に対応する能力の強化(5倍増に対応)を行った。また、化学物質審議会管理部会・審査部会の小委員会において審議された内分泌かく乱物質、化学物質ハザードデータシート等(392件)に加えてACGIH(米国産業衛生専門家会議)等の文献データ(55件)を整備し、3月現在で合計で447件のデータ*1を入力した。この結果、中期目標約3000件のうち15%に相当するデータを整備した。
また、目標年度内にデータを収集すべき約5000物質のリストを作成し、文献等からのデータを収集し順次入力している。さらに、現在、入力済みのデータについても、インターネットにより広く提供を実施した。平成13年度のホームページへの1日(平日)当たりのアクセス件数は約10000件、累計で約240万件を超えるアクセス件数があった。
- ・NEDOとの受託契約(化学物質のリスク評価及びリスク評価手法の開発プロジェクト等(5ヶ年計画)の1年目)を締結し、ハザードデータ等と暴露情報等を統合したシステムの概念設計及び共通電子様式的设计を行うとともに、リスク評価対象20物質について物理化学性状データ等の各種物質情報を収集・整理・排出量推計を行い環境濃度予測値を計算した。
- ・リスクコミュニケーション*2については、海外における先進事例の調査を行うとともに専門用語の理解度に関する予備調査を実施した。また、リスク評価データの蓄積のため、社会的に関心の高い化学物質(ノニルフェノール)について、学者経験者、関係業界等が参画するリスク評価管理研究会を設置し、検討を開始した。

- ・(財)化学物質評価研究機構と受託契約を締結し、同機構が開発した構造活性相関手法を用いた生分解性予測システム等3種類について延べ3188物質のデータにより性能の検証を実施した。
- ・OECD化学品合同会議、OECD既存タスクフォース会合等、10回の国際会議に出席し、ハザードデータ共通様式、報告書記載様式等の国際的整合性を図るための情報収集を行うとともに、HPV*3各省連絡会に参画し、日本の分担する化学物質の選定作業に協力した。
- ・ハザードデータベースの広報活動については、経済産業省等の主催で当機構も協賛した化学物質リスク削減技術ワークショップでの紹介をはじめ、化学物質排出把握管理促進法説明会等で、ハザードデータベースについて内容等を照会したパンフレット約1000部を関係機関、企業、消費者等に配布した他、別途説明会を開催する等、普及啓発に努めた。また、平成13年12月のINCHEM2001*4でハザードデータベース等の説明パネルを出展したほか、本パンフレット約500部を配布し説明を行った。

*1：データ入力の内訳

内分泌攪乱物質175件、既存化学物質120件、評価シート97件、ACGIH(American Conference of Governmental Industrial Hygienists:米国産業衛生専門家会議)55件

*2：化学物質リスクコミュニケーションとは、化学物質などによる環境汚染が、人の健康や生態系へ好ましくない影響を与えるおそれ「環境リスク」について「企業」と「行政」と「住民」が情報を共有し、コミュニケーションを行いながら化学物質のリスクに関する理解を向上し、お互いの信頼関係を構築すること。

*3：HPV：高生産量化学物質のことで、OECDでは、1ヶ国での年間製造量が1千トンを超える約5000物質をリストアップし、加盟国間で分担して点検・初期評価を実施している。

*4：関連団体((社)化学工学会と(社)日本能率協会が主催した技術会議(昨年11月に開催)。NITEは、普及啓発活動の一環で、ハザードデータベース等の説明パネルを出展。

化学物質審査規制法関連

化学物質審査規制法が適切に適正に実施する上で必要な新規化学物質の審査、優良試験所認定制度(GLP制度)におけるGLP適合試験施設の査察等に係る支援を今年度は次のとおり実施した。

新規化学物質の審査支援

- ・平成13年4月から平成14年3月までに化学物質審査規制法に基づき届出された新規化学物質176件について試験データに関する調査・整理を行い審査関連資料の作成提供を行った。届出に関する試験方法等の相談84件について調査検討を行い審査部会資料として提案を行った。さらに、審査が終了した176物質についてデータベースに入力し審査環境の整備を行うとともに、当該データベースの入力システムの改良を行った。また、53物質について公示名称提案を行った。
- ・少量新規化学物質については、13年度11395件について申出受付及び確認等の支援を行った。

調査

- ・同法指定化学物質のうち環境中に排出される可能性の大きい12物質について環境濃度予測計算を行い、化学物質審議会安全対策部会・安全対策小委員会に報告した。
- ・既存化学物質名簿のうち、2～5類9024物質に対応するCAS番号35662件を公表し、9類の有機鎖状低分子化合物307物質については機構内に新たに設置した既存化学物質名簿再編集委員会で検討を行い、IUPAC名称付与とCAS番号の付与(1276件)を行い、3月に公表した。
- ・政令指定製品5品目を試買し、分析を実施したほか、経済産業省からの依頼を受け、

第1種特定化学物質であるPCN（ポリ塩化ナフタレン）の無許可輸入及び使用に係るPCN及びPCN使用製品の分析を実施した。また、昨年度に第1種特定化学物質に指定された2物質についての試験方法の検討し報告書を作成した。

GLP制度関連

- ・経済産業省へ適合確認申請のあったGLP適合試験施設2件に対して、書面審査、立入り査察及び報告書の作成等の支援を行った。

国際機関への参画

- ・OECD/GLP関係会合（6月，10月，12月，3月）に出席し、日本の現状を説明するとともに、欧米における運用の実態について情報を収集し、国内の運用について国際整合を図るべく検討を行った。また、OECD新規化学物質タスクフォース会合（6月）及びその後行われた8回の電話会合に参加し、国際整合性を図るための作業についての情報交換を行った。

化学物質排出把握管理促進法関連

化学物質排出把握管理促進法を適正に施行する上で必要な化学物質の排出量等の情報の収集及び公表等に関する支援業務について、今年度は次のとおり実施した。

システムの開発・改良等

- ・化学物質排出量等の電子計算機システムのハードとソフトの設定及びユーザー登録を行うと共に、セキュリティ診断及び対策を実施した。
- ・政省令改正等に伴い、集計システム開発、ファイル記録システム、電子届出システム及び企業管理台帳システムの改良を行い、公表用システムについては、紙面への出力フォーマットを作成した。
- ・全国均一料金で通信可能なアクセスポイントの開設及びテストラン実施マニュアルを作成し、電子情報処理組織を使用した全体システム処理の流れについて検証を行うため、電子届出の準備の整った都道府県、事業所管省庁及び事業者とのテストランを実施しプログラムの問題点の修正等を行った。
- ・届出対象外の事業者等から排出される化学物質の量を推計する裾切り推計については、現在、経済産業省が産学官共同の検討会において手法を開発中であるが、推計の基礎データとして平成12年度及び13年度に実施した取扱量実態調査のデータを経済産業省に提供した。

簡易排出量算出システムについては、中小企業が利用可能なシステムとするために、当機構の既存システムとの連携及び、サービス対象範囲等について検討し、関係者間で情報提供システムを開発した。

普及啓発

- ・排出量算出マニュアル等化学物質排出把握管理促進法に関する種々の問い合わせに対応するため、PRTTRサポートセンターを7月に設置し、3月末までに1483件の対応を行った。
- ・昨年度から調査していた化学物質の取扱量実態調査について結果をとりまとめ報告書を作成した。
- ・事業者に対する普及啓発のため、地方自治体、中小企業総合事業団等が実施するPRTTR講習会に講師として参画しており、平成13年度の派遣件数は57件（聴講者数は延べ約6500人）であった。
- ・また、インターネットでも情報提供を行っており、ホームページのモニター聞き取り調査による結果を踏まえてコンテンツの改善を図った。

国際機関への参画

昨年4月及び11月に開催されたOECD/PRTTR排出量算出タスクフォースに出席し、各国の排出量算出の取りまとめを行うための国際機関等の活動に参画し、海外の関係機関との情報交換のための環境整備に努めた。また、英語版ホームページにより、日本国内の排出量算出マニュアル等のPRTTRに関連する情報の提供を開始した。

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律関連

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律を適確に実施していくため必要な業務として、今年度は次のとおり実施した。

- ・同法第30条第5項に基づく国際機関の検査の立ち会い業務については、経済産業大臣の指示により検査通告のあった1事業所について適切に実施し、定められた期限内に経済産業大臣に報告を行った。なお、国際機関の検査の受入れは条約上の義務であり、実施の時機等については国際機関が決定することから、常に対応できるよう体制整備を図っている。
- ・同法第33条第4項に基づく事業者への立入検査については、経済産業大臣より指示のあった35事業者について立入検査を実施し、定められた期限内に経済産業大臣に報告を行った（当初、20事業者に対して立入検査を実施する予定であったが、平成13年9月の米国同時多発テロの問題を受け、同法に定める特定物質管理の徹底に万全を期するために、経済産業大臣の指示により、我が国の35事業者に対し、緊急立入検査を実施したもの）。
- ・経済産業大臣より指示のあった7つの国際検査対象事業所について実態調査を実施し、定められた期限内に経済産業大臣に報告を行った。
- ・同法に規定された特定物質、指定物質及びこれらの関連物質の分析能力の向上を行うため、第1種指定物質製造事業所の協力を得て、当該事業所内において模擬分析を実施した。また、12月にも民間分析機関である財団法人化学物質評価研究機構と合同で分析実験を実施した。
- ・OPCW第2回執行理事会に出席し（6月、3月）日本においてオンサイト分析が実施された場合、これに円滑に対応できるように、同分析の実施状況について情報を入手すると共に、OPCW研究所を訪問して最新の分析情報を入手した。また、スイスで実施されたOPCWの緊急野外分析施設訓練（12月）に参加し、オンサイト分析実施時の国際機関の分析手法を修得した。

(3) 適合性評価分野

工業標準化法及び計量法に基づく事業者認定

工業標準化法に基づく試験事業者の認定関係業務（JNLA）及び計量法に基づく校正事業者の認定関係業務（JCSS）について、今年度は次のとおり実施した。

JNLAにおいては、15件の認定申請を受け付けた。また、評定委員会の開催については、従前は認定案件がある程度集まってから開催する不定期開催であったが、認定までの期間短縮化のため隔月に開催することに改め、6回開催し18件の認定を行った（前年度申請受け付け案件を含む）。

ガイダンス文書、認定の手引き等の関係文書を作成しホームページでの公表等を行った。また、認定制度に係る説明会を開催するとともに、審査員の増強のため審査員研修、分野別技術研修等も実施し、申請者の利便性の向上と認定処理の効率化に努めた。

JCSSにおいては、35件の認定申請を受け付けた。また、評定委員会の開催については、認定案件があれば可能な限り開催する適時開催に改め、7回開催し21件の認定を行った。（前年度申請受け付け案件を含む）

また、申請者の利便性の向上と認定処理の効率化に努めるため、JNLAの対応と同様に関連文書をホームページで公表し、審査員の増強のため各種研修を実施した。

ILAC及びAPLACの相互承認を維持するため、認定事業者に対して新しい認定基準であるJIS Q17025(ISO/IEC 17025)の再評価及び技能試験を実施した

- ・再評価：JNLAは32事業者、JCSSは42事業者を実施した。
- ・技能試験：JNLA、JCSS共に8プログラムを実施するとともに、JNLAにあってはAPLACへの技能試験の提供、韓国認定機関(KOLAS)への協力を実施した。

国際機関への人的貢献

- ・ I L A C 2 0 0 1 総会を我が国（京都）に招致、開催（平成 1 3 年 1 0 月 2 9 日～ 1 1 月 5 日）、世界 4 0 ヶ国の経済地域 6 5 機関の専門家約 1 2 0 名が参加）した。また、A P L A C 及び I L A C の各委員会へ委員としての参画するとともに A P L A C 相互承認評価チームの評価員として中国やタイに派遣を行った。

注：ILAC/APLACのISO/IECガイド25からISO/IEC 17025への移行方針では、認定機関は2002年末までに認定した試験所に対してISO/IEC 17025による再評価を完了することとしている。

ISO/IECガイド25（JIS Z9325）：「校正機関及び試験所の能力に関する一般要求事項」ISO/IEC 17025規格の前規格であり、ISO/IECガイド25が改訂されISO/IEC 17025となった。

ダイオキシン類等極微量分析証明事業者等認定

今年度は、当該認定業務を来年度から開始するために、J N L A 及び J C S S の認定手法を導入した認定システムを構築するとともに、審査に経験が豊富な J N L A 及び J C S S の審査員を活用しつつ、当該業務に対応できる審査員を養成し、品質システム審査員として 3 7 名を登録した。

また、申請者の利便性及び認定処理の効率化に努めるため、ガイダンス文書及びパンフレットの作成、ホームページの新設・公表、認定に係る説明会の開催等を行った。

標準物質関係業務

我が国の標準物質情報の中核機関である立場から必要な計量標準基盤の整備、国際関係業務、情報提供について、今年度はそれぞれ次のとおり実施した。

計量標準基盤の整備

年度当初に機構が保有していた標準物質を調製するための基準物質 4 9 物質に新たに 1 5 物質を加え、合計 6 4 物質（無機 3 9 物質、有機 2 5 物質）を適切に保管し、そのうち有機 2 5 物質について、周期を 1 年とする長期保存安定性確認試験を計画どおり実施した。

この結果、中期目標に定められている平成 1 7 年度までの計画（約 1 5 0 物質）のうちの 6 4 基準物質を保管することができ、実施した長期保存安定性確認試験についても今年度計画分を順調に終了した。試験結果から経時変化が認められず、適正に保管していることを確認した。

なお、現時点では、機構が計量法135条第1項に基づく経済産業大臣からの告示を受けて校正機関となった標準物質はない。

国際関係業務

COMARの運営の国内事務局(ナショナル コーディング センター)として、登録基準に適合した国内標準物質(55件)をCOMAR中央事務局(ドイツ)に申請するとともに、米国NISTにおいて開催されたCOMAR運営会議(平成13年5月)に運営委員として参画し、RMinfoの紹介を行ったほか、国内の意見を述べた。

情報提供業務

標準物質総合情報システム(RMinfo)を適切に管理するため、関係機関に3回の調査を行うとともに、外部有識者で構成する標準物質情報関係委員会を開催し、同委員会での審議を踏まえてデータの更新を行った。

また、RMinfoプログラムの改修を行い英語によるデータベースの検索が可能となった。

製品安全 4 法等に基づく事業者認定 等

製品安全 4 法に基づく認定調査関係等

今年度は、経済産業大臣からの依頼に基づき、電気用品安全法の規程による認定申請に係る調査を 6 機関に対して実施し、その結果を速やかに経済産業大臣に報告した。

工業標準化法（J N L A を除く。）等に基づく立入検査関係業務

工業標準化法(JNLAを除く。)に基づく立入検査関係業務については、今年度は、経済産業大臣より指示があった 1 6 5 工場のうち事業廃止届等を提出しているもの等を除いた 1

50工場について立入検査を実施し、その結果を経済産業大臣に速やかに報告した。

また、工業標準化法（JNL Aを除く。）に基づく指定認定機関等に対する立入検査は、経済産業大臣から指示のあった指定認定機関1件、指定検査機関6件について実施し、その結果を経済産業大臣に速やかに報告した。

計量法（JCS Sを除く。）に基づく立入検査関係業務は、経済産業大臣から指示があった11事業者に対して立入検査を実施し、その結果を経済産業大臣に速やかに報告した。

なお、製品安全4法に基づく認定（承認）検査機関等に対する立入検査、家庭用品品質表示法に基づく立入検査については、今年度は、経済産業大臣から立入検査実施の指示がなく実施しなかった。

国際提携関係業務

オーストラリア政府との口上書に基づき、今年度は、生産適合検査(COP)10件、試験施設検査(TFI)10件を実施し、その結果をオーストラリア政府当局に報告した。

(4)人間生活・福祉分野

人間特性計測関係業務

- ・基本動態計測手法の開発に当たっては、ニーズの多いテーマから5種類の計測手法を確立することとし、今年度に予定していた2テーマのうち、「三次元動作空間における手の操作力計測手法」を開発し、計測手法を確立した。残り1テーマについては、3月下旬に「前腕回旋運動に係る関節可動域及び硬さ特性計測手法」を選定した。
- ・高齢者等に関するデータ収集（基本動態特性として体力属性、関節可動域及び関節発揮トルク等18項目及び基本身体寸法として身長、足長及び下腿長等14項目のデータ収集）は、NITE本所、東北支所、中部支所、北陸支所、近畿支所及び九州支所の6カ所において、各世代の生活者を対象に513名のデータを収集した。

福祉用具関係業務

7テーマ（注1）について評価手法を開発し、関連工業会に提供した。さらに1テーマ（注2）は開発を継続する。また、4テーマ（注3）について、国内外の関連規格・基準、事故事例等の情報収集・調査・分析を行い、試験項目、試験機器を検討し検討委員会に報告した。これにより、中期目標に定められている15テーマの開発に対して12テーマについて、着手又は開発を終了した。

また、12年度に終了した段差解消機に係る成果を技術情報（TR）「段差解消機の安全性、機能性に関するデータ集」にまとめ、本年1月にTR T 0008として経済産業大臣によって1月に公表された。

（注1）

- ・床ずれ予防用品の工学的安全性評価
- ・シャワーチェア工学的安全性評価
- ・シャワーチェアの使いやすさ評価
- ・紙おむつの評価方法の開発
- ・エルボークラッチの評価方法の開発
- ・開栓力・開封力の評価指標の開発
- ・視覚障害者誘導システム安全性評価

（注2）

- ・床ずれ予防用品の耐圧分散性能評価

（注3）

- ・昇降いすの工学的安全性評価
- ・昇降いすの立ち上がり易さの評価
- ・段差解消用スロープの工学的安全性評価
- ・報知光の視認性評価

製品安全関係業務

事故情報収集件数は、総受付件数1852件（うち製品安全協会；約980件、消費生活センター；146件等）であり、中期目標にある約1000件の収集見込みを大幅に上回り、前年度総受付数1640件*1に比べ212件（約13%）増加した。

*1：事故情報の件数は、調査の結果から放火等の事故以外の原因に起因する情報を除いた1469件（平成12年度の事故情報収集制度報告書に掲載の件数）となる。

収集した事故情報の評価を行った結果、再発・未然防止のため事故原因究明テストが必要な案件は、3件有り、そのうち2件はテスト（ほっとくなべ、家庭用圧力なべ）を実施中であり、残りの1件は経済産業省へのテスト提案の作業中である。

また、事故情報の評価に当たっては、外部有識者、専門技術者等の意見を踏まえ、事故発生原因の技術解析を行った。（事故動向等解析専門委員会を4回、電気技術、機械技術、化学・生体障害技術の各ワーキングを各々4回、製品誤使用技術解析ワーキングを5回開催）

技術解析を行った平成12年度の事故情報は、平成13年度に年度報告書としてとりまとめ、関係機関（都道府県にある消費生活センターなどの約1400の関係機関）に配布した。また、平成14年3月末までに、平成13年度第2四半期分までの内容を上半期報として関係機関に配布するとともに、インターネットにより公表した。これまでのところ、機構ホームページへのアクセス件数は約43000頁/月に上る。

一方、重大事故等14件については、「特記ニュース」として消費生活センター等に配布するとともにインターネットにより公表し、消費者への注意喚起を行っており、生活者向け情報として活用されている。

これにより、例えば、解氷機の事故情報提供件数が平成12年度16件あったのに対し、平成13年度は事故があったとの情報提供がされていない。

市場モニタリングテストは、事故情報や、消費者からの苦情の動向等から安全性又は品質性能に問題があると認められた製品、及び行政ニーズを踏まえ消費者保護関連法令の遵守状況を把握するための製品のうち38品目について既に11品目の試買テスト（安全試買テストろうそく等9品目、取引試買テスト使い捨てカイロ等2品目）を終了し、25品目の試買テストを実施中（安全試買テストジェット噴流バス1品目、取引試買テスト合成皮革等4品目、センター依頼テストふとん乾燥機等20品目）である。この25品目には平成13年度内の終了予定品目を含んでいるが、現時点においても継続している。残り2品目（安全試買テスト2品目）は経済産業省へのテスト提案の作業中である。

立入検査は、経済産業大臣から指示のあった48件を的確に実施した。

天災その他の事由により認定（承認）検査機関が製品安全4法に定める適合性検査を実施できなくなったことによる経済産業大臣からの実施指示はなかった。

鉱山保安法に基づく検定関係業務

鉱山で使用する機械、器具等坑内用品に係る検定を鉱山坑内用品検定規則に従い、検定の申請が行われたものについて迅速かつ効率的に937件実施した。

なお、大手2炭鉱の閉山に伴い、次年度以後は検定件数が減少する見込みである。

(5)その他

標準化業務（TR等を含む）

環境対応、高齢者及び障害者対応等特定の公共目的達成のために、（独）産業技術総合研究所との共同研究又は協力連携により、標準化のための調査研究を以下のとおり実施し、中期目標である10件以上の国家標準又は標準情報原案の作成目標に対して、JIS原案2件、JIS規格原案の修正案3件及びTR案2件を（注1）のテーマに関して作成した。

そのほか、3テーマ（注2）については、すでに調査研究に着手し、「金属系材料の腐食・疲労試験法の標準化」についてはデータ収集を終えた。

(注1)

- ・視力と最適文字サイズの評価方法
- ・温熱感覚計測方法
- ・室内環境中の微量有害化学物質の測定方法
- ・骨内埋入金属試料の観察方法に関する標準情報
- ・聴覚特性に基づいた音信号の設計基準に関する標準情報

(注2)

- ・金属系材料の腐食・疲労試験法の標準化
- ・高周波領域の基準聴覚特性の標準化
- ・繊維製品中の染料によるアレルギー性接触皮膚炎の原因物質分析方法の標準化

(注1、注2は生活・福祉技術センター)

昨年度以前に実施したテーマのうち次のものについて、本年度にJIS又はTRが制定され公表された。

- ・JIS T 9251「視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列」(生活・福祉技術センター)
- ・TR S 0001「消費生活製品の報知音等の設計指針 - 生活環境音データベース」(生活・福祉技術センター)
- ・TR Z 0021「電量滴定法による高純度物質の純度測定方法 - 酸化還元反応 - 」(適合性評価センター)
- ・TR Z 0020「電量滴定法による高純度物質の純度測定方法 - 中和反応 - 」(適合性評価センター)

国際標準化活動については、ISO/TC159(人間工学)、TC173(福祉用具)等の12の国内対策委員会に委員として積極的に参加した。歩行補助具に関してはISO TC 173 WG1における規格改正のための審議にコンビナーを通じてNITEの試験データを提供した。

なお、国際委員会への直接参加はなかった。

情報技術(IT)セキュリティ関係業務

IT製品の政府調達に関する評価機関認定プログラムをJNLA及びJCSSの運営経験を活用してJNLAと可能な限り共通化した体制で構築し、運用を開始した。

また、ITセキュリティ評価・認証プログラムに関しては、セキュリティターゲットの確認及びIT製品認証に必要な品質システムを構築し、運用を開始した。

CCRA管理委員会、ICCC^注会議に出席し、CCRA加盟に関する情報を入手し、品質システムに反映させている。この結果、IT製品の政府調達に関する評価プログラムを国際的に整合させつつ構築し、運用を開始することができた。

注：ICCC(国際コモンクライテリア会議)

CCRAに加盟する認証機関が主催する議題をコモンクライテリアに限定した国際会議であり、産学官からの幅広い参加者に対する普及・啓発のほか、CCRA加盟に当たっての要となる会議である。第1回会議は2000年5月に開催された。

依頼試験評価業務

民間での実施が困難な次の試験評価業務を実施した。

容量分析用標準物質の依頼検査

試薬メーカーからの依頼により容量分析用標準物質の検査を8件実施し、同検査に係る認証書31件(5,337枚)発行するとともに、同検査に必要な基準物質について、精密電量滴定法による純度の再設定のための試験を行い、1物質(炭酸ナトリウム)の設定を終了した。残る7物質については、再設定方針を策定した。

また、独立行政法人産業総合技術研究所と昨年度まで実施した共同研究結果をもとに、今年度にNITEで「電量滴定法による高純度物質の純度測定法測定法」の標準情報(TR)を作成した。(再掲、TRは本年2月に経済産業大臣によって公表された。)

登山用ロープの依頼試験

機構の能力を活かし、依頼に応じて消費生活用製品安全法に規定する適合性検査に係る登山用ロープ等の92件実施した。

筑波技術センターにおいて、(財)ファインセラミックスセンターからの受託事業として、「生体用人工関節の開発・評価等技術開発におけるピンオンディスク法による牛血清評価」を実施し、評価法を開発した。

(6)その他業務運営に関する計画

独立行政法人産業技術総合研究所との共同事業

中期目標に従い、独立行政法人産業技術総合研究所と共同事業契約を締結し、標準化関係業務6テーマについて共同で実施した。

(6テーマ)

- ・視力と最適文字サイズの評価方法
- ・温熱感覚計測方法
- ・金属系材料の腐食・疲労試験法の標準化
- ・骨内埋入金属試料の観察方法に関する標準情報
- ・高周波領域の基準聴覚特性の標準化
- ・聴覚特性に基づいた音信号の設計基準に関する標準情報

その他、独立行政法人産業技術総合研究所と協力・連携し次の標準関係業務2テーマを実施した。

(2テーマ)

- ・室内環境中の微量有害化学物質の測定方法
- ・繊維製品中の染料によるアレルギー性接触皮膚炎の原因物質分析方法の標準化

また、麹菌のゲノム解析についても、独立行政法人産業技術総合研究所を含む16機関により構成されるコンソーシアムと共同で実施している。

化学物質のリスク評価及びリスク評価手法の開発プロジェクトについては、独立行政法人産業技術総合研究所及び財団法人化学物質評価研究機構との共同研究体を構成して実施し、リスク評価対象20物質について物理化学性状データ等の各種物質情報を収集・整理、排出量推計を行い環境濃度予測値を計算した。

試験等の評価結果の信頼性確保

試験等の評価結果の信頼性を確保するため、今年度は、全所体制での推進プロジェクトチームを発足させ、推進作業に着手し、適合整備全体スケジュールを立案、対象業務・試験を技術分野ごとに選定し、品質システム体制の在り方を決定した。

人材育成の推進

独立行政法人の強みを生かし、独立行政法人前に実施していた職員研修に加え、階層別研修(管理職研修等)や段階に応じた語学研修、専門研修等の実践的な研修制度を創設させるとともに、今後増大するであろう国際的な場での業務等を睨み、独自に海外留学制度を創設する等、人材育成制度の充実を図った。また、職員のプレゼンテーションの能力等を高めるため、毎月全職員を対象とした報告会や年2回の管理職を対象とした成果発表会など、人材の資質を高めるための啓発の場を設け、人材育成の推進に努めた。これにより、中期目標で定められているように、研修を積極的に行うこと等により、人材育成に努めた。

d) 予算、収支計画及び資金計画

平成13年度決算関係書類を参照

- (1) 予算 決算報告書(財務諸表添付書類)
- (2) 収支計画 損益計算書
- (3) 資金計画 キャッシュ・フロー計算書

e) その他

(1) 施設・設備

施設の概況

平成13年度末現在の当機構の施設概況は次のとおりである。

(a) 本所

土地12,636.61m²

本館 (SRC - 6 他、延面積10,506.79m²)・別館 (RC - 3 他、延面積4,292.62m²)
(東京都渋谷区西原 2 - 4 9 - 1 0)

生物遺伝資源センター棟 (RC - 3、延面積6,980.37m²)
(千葉県木更津市かずさ鎌足 2 - 5 - 8)

(b) 筑波技術センター くらしとJISセンター内

(茨城市つくば市並木 1 - 2)

(c) 北海道支所

札幌第一合同庁舎 745.80m²

(札幌市北区北八条西 2 - 1 - 1)

(d) 東北支所

(土地2,499.60m²、建物RC - 2 他、延面積1,110.99m²)

(仙台市宮城野区東仙台 4 - 5 - 1 8)

(e) 北関東支所

(土地2,895.86m²、建物RC - 2 他 延面積1,315.68m²)

(群馬県桐生市堤町 3 - 7 - 4)

(f) 中部支所

名古屋合同庁舎第2号館 1,343.59m²

(愛知県名古屋市中区三の丸 2 - 5 - 1)

中部経済産業局庁舎 682.16m²

(g) 北陸支所

金沢駅西合同庁舎 1,028.56m²

(石川県金沢市西念町 1 0 3 街区 1 2)

福井春山合同庁舎 650.30m²

(福井県福井市春山一丁目 1 3 0 1 番地 2)

(h) 近畿支所

大阪合同庁舎第2号館別館 3,315.72m²

(大阪府中央区大手前 4 - 1 - 6 7)

(i) 中国支所

広島合同庁舎第3号館 405.01m²

(広島市中区上八丁堀 6 - 3 0)

(j) 四国支所

高松第一地方合同庁舎 211.78m²

(香川県高松市番町 1 - 1 0 - 6)

(k) 九州支所

(土地1,623.56m²、建物RC - 3 他 延面積2,488.29m²)

福岡県福岡市南区塩原 2 - 1 - 2 8

施設の整備

バイオテクノロジーセンター生物遺伝資源センターの新築

(千葉県木更津市 建面積2,486m²、延面積6,979m²)

2. 過事業年度の業務の実施状況

独法設立初年度のため、該当なし

3. 運営費交付金の交付の状況

運営費交付金として、7,520,453千円

4. 自己収入の確保の状況

(1)国からの受託収入として、559,423千円

(2)その他からの受託収入として、278,332千円

5. 借入金の状況

該当なし

6. 財政投融资資金の状況

該当なし

7. 国庫補助金等の交付の状況

施設整備費補助金として135,576千円

. 子会社・関連会社の概況

該当なし